

# 佐賀県燃油高騰対策緊急支援金 対象判定フロー

貨物自動車運送事業者特例

令和4年4月～7月のいずれかで実際に購入（仕入）した燃油の1リットル当たりの単価(最高値)が、前年同期間での購入単価(最安値)より20%以上増加している

している

していない

令和4年4月～7月のうち連続する3か月の仕入額（燃料費）／売上高（運送収入）の割合が前年同期比で増加している

令和4年4月～7月のうち連続する3か月の仕入額（燃料費）／売上高（運送収入）の割合が前年同期比で20%以上増加している

していない

している

している

していない

対象外

支援金の対象

対象外

佐賀県トラック協会に申請

## 燃油高騰対策緊急支援金

令和4年4月～7月（4か月間）に購入した燃油の量に応じて、以下金額を補助。

○補助単価

燃油：1ℓ当たり10円 / LPガス：1m<sup>3</sup>当たり20円

○補助上限額：200万円

～本支援金が20万円以下の場合の皆様へ～

### 「原材料等高騰対応緊急支援金」制度のご案内

補助金額一律 ～ 法人：20万円 / 個人：15万円

上記燃料高騰対策緊急支援金にて、補助金額20万円以下となられた事業者で本支援金事業に該当する場合がございますので、ご検討ください。

なお、本支援金の対象となるために別の適用判別フローがあります。専用判定フローにて対象となるか判定してください。

【お問い合わせ】

原油・原材料支援金相談センター

Tel 0952-97-9486